

一般社団法人 組込みマルチコアコンソーシアム 開発成果物の知的財産権に関する規則

平成26年10月22日制定

平成27年4月16日改訂のための案

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 組込みマルチコアコンソーシアム（以下、「EMC」という。）における開発成果物の知的財産権に関する取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 EMCの会員（以下、「会員」という。）が開発または著作（以下、「開発」という。）したプログラムおよびその他の著作物で、EMCがそれを開発した会員より本規則に従って取り扱う旨の合意を得たものを、EMCの開発成果物（以下、「開発成果物」という。）と呼ぶ。
- 2 前項の規定は、会員が開発成果物を開発するにあたって、開発成果物以外の著作物を改変して開発することを妨げるものではない。
 - 3 開発成果物の中で、EMCにおいて公式に配布するものと定めたものを、EMC公式リリース（以下、「公式リリース」という。）と呼ぶ。
 - 4 会員が開発成果物を開発する過程で開発したプログラムおよびその他の著作物で、EMCの開発成果物に該当しないものを中間成果物と呼び、本規則の適用対象外とする。

(知的財産権の帰属)

- 第3条 開発成果物に関わるすべての知的財産権は、それを開発した会員に帰属し、開発した会員はEMCに対し、EMCが本規則に従って取り扱う権利を許諾する。
- 2 前項に関わらず、開発した会員とEMCが合意した場合には、開発成果物に関わる知的財産権を、EMCに帰属させることができる。
 - 3 EMCが公的な補助金を得て開発した開発成果物についても、前2項の規定を適用する。ただし、制度上これが認められない場合は、この限りではない。

(利用条件)

第4条 開発成果物の利用条件は、次に該当する場合を除いて、プログラムおよびそれに附随する文書（以下、「ソフトウェア」という。）についてはEMCライセンス、プログラムと独立した著作物（以下、「ドキュメント」という）についてはEMC

ドキュメントライセンスとする。

- (1) 開発成果物以外の著作物を改変して開発した開発成果物で、元となった著作物の利用条件の制限により、EMC ライセンスまたは EMC ドキュメントライセンスで配布することができない場合
 - (2) 第9条の規定による早期リリースの場合
 - (3) EMC において特に必要と認めた場合
- 2 公式リリースの利用条件は、EMC ライセンスまたは EMC ドキュメントライセンスとする。これらの利用条件で配布することができない開発成果物は、公式リリースには含めない。
 - 3 開発成果物を一般に公開する時期については、EMC 内に設置する委員会において定める。

(守秘に関する会員の義務)

- 第5条 会員は、会員限定で配付された開発成果物やその他の情報を、EMC の許可なく会員以外に配付または開示してはならない。
- 2 会員が、自己に帰属する開発成果物に関わる知的財産権を自ら使用する場合は、前項の規定の適用を受けないものとする。

(著作権に関する会員の義務)

- 第6条 会員は、自らが開発する開発成果物において、他者の著作権を侵害してはならない。

(産業財産権に関する会員の義務)

- 第7条 会員は、自らが開発する開発成果物中に、自らが所有する産業財産権（特許権、実用新案権など、出願中のものも含む）が実施または利用されている場合には、開発成果物の利用者に対して、当該産業財産権の実施を無償で許諾しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、開発成果物の利用者から何らかの知的財産権侵害で会員または EMC または開発成果物の他の利用者が訴えられた場合には、会員または EMC は、訴えを提起した当該利用者に対して前項許諾を終了させることができる。
 - 3 会員が法人の一部門である場合、その法人が所有する産業財産権の中で、当該産業財産権にかかる発明者、考案者等がその部門に属するものに対してのみ、前2項の規定を適用する。

(会員の報告義務)

- 第8条 会員は、開発成果物が何らかの知的財産権を侵害していることを発見した場合に

は、EMC に直ちにその旨を報告しなければならない。

(早期リリース)

第9条 開発成果物は、一般に公開するのに先立ち、会員限定で配付することを原則とする。これにより配付された開発成果物を、早期リリースと呼ぶ。

2 会員は、早期リリースの中に EMC ライセンスまたは EMC ドキュメントライセンスが表示されている場合であっても、次に該当する場合を除いて、早期リリースを会員以外に再配布してはならない。

(1) ソフトウェアを、機器に組み込むなど、他のソフトウェア開発に使用できない形で再配布する場合

(2) EMC において個別に承認された場合

3 個人会員（個人正会員、準会員、および個人の特別会員）にあつては、同じ組織に属する者に対しても、前項の規定が適用される。

4 会員が法人の一部門である場合には、同じ法人の他部門に属する者に対しても、第2項の規定が適用される。

5 会員が、自己に帰属する開発成果物に関わる知的財産権を自ら使用する場合には、第1項、第2項、第3項、および第4項の規定の適用を受けないものとする。

(規則の変更)

第10条 本規則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

(付録1) EMC ライセンス (日本語版)

< ソフトウェアの名称 >

Copyright (C) <開発年> by <著作権者 1>

Copyright (C) <開発年> by <著作権者 2>

...

上記著作権者は、以下の(1)~(4)の条件を満たす場合に限り、本ソフトウェア(本ソフトウェアを改変したものを含む。以下同じ)を使用・複製・改変・再配布(以下、利用と呼ぶ)することを無償で許諾する。ただし、ユーザから知的財産権侵害で訴えられた場合には、著作権者は当該ユーザに対する許諾を終了させることができる。

(1) 本ソフトウェアをソースコードの形で利用する場合には、上記の著作権表示、この利用条件および下記の無保証規定が、そのままの形でソースコード中に含まれていること。

(2) 本ソフトウェアを、ライブラリ形式など、他のソフトウェア開発に使用できる形で再配布する場合には、再配布に伴うドキュメント(利用者マニュアルなど)に、上記の著作権表示、この利用条件および下記の無保証規定を掲載すること。

(3) 本ソフトウェアを、機器に組み込むなど、他のソフトウェア開発に使用できない形で再配布する場合には、次のいずれかの条件を満たすこと。

(a) 再配布に伴うドキュメント(利用者マニュアルなど)に、上記の著作権表示、この利用条件および下記の無保証規定を掲載すること。

(b) 再配布の形態を、別に定める方法によって、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムに報告すること。

(4) 本ソフトウェアの利用により直接的または間接的に生じるいかなる損害からも、上記著作権者および一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムを免責すること。

また、本ソフトウェアのユーザまたはエンドユーザからのいかなる理由に基づく請求からも、上記著作権者および一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムを免責すること。

本ソフトウェアは、無保証で提供されているものである。上記著作権者および一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムは、本ソフトウェアに関して、特定の使用目的に対する適合性も含めて、いかなる保証も行わない。また、本ソフトウェアの利用により直接的または間接的に生じたいかなる損害に関しても、その責任を負わない。

(付録2) EMC ドキュメントライセンス (日本語版)

< ドキュメントの名称>

Copyright (C) <著作年> by < 著作権者 1>

Copyright (C) <著作年> by < 著作権者 2>

...

上記著作権者は、以下の(1) ~ (3) の条件を満たす場合に限り、本ドキュメント (本ドキュメントを改変したものを含む。以下同じ) を使用・複製・改変・再配布 (以下、利用と呼ぶ) することを無償で許諾する。ただし、ユーザから知的財産権侵害で訴えられた場合には、著作権者は当該ユーザに対する許諾を終了させることができる。

(1) 本ドキュメントを利用する場合には、上記の著作権表示、この利用条件および下記の無保証規定が、そのままの形でドキュメント中に含まれていること。

(2) 本ドキュメントを改変する場合には、ドキュメントを改変した旨の記述を、改変後のドキュメント中に含めること。ただし、改変後のドキュメントが、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアム指定の開発成果物である場合には、この限りではない。

(3) 本ドキュメントの利用により直接的または間接的に生じるいかなる損害からも、上記著作権者および一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムを免責すること。

また、本ドキュメントのユーザまたはエンドユーザからのいかなる理由に基づく請求からも、上記著作権者および一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムを免責すること。

本ドキュメントは、無保証で提供されているものである。上記著作権者および一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムは、本ドキュメントに関して、特定の使用目的に対する適合性も含めて、いかなる保証も行わない。また、本ドキュメントの利用により直接的または間接的に生じたいかなる損害に関しても、その責任を負わない。